

荒尾市工事入札参加者資格審査における格付基準

荒尾市工事入札参加者資格審査格付要綱第4条に規定する事項について、次のように定める。

第1 荒尾市工事入札参加者資格審査格付要綱第4条の規定により行う格付は、土木一式工事業及び建築一式工事業の二つの業種について、それぞれA、B、C、Dの4等級とする。

第2 荒尾市工事入札参加者資格審査格付要綱第4条第1項の格付に必要な事項については、客観点（経営事項審査による総合評定値）に主観点（荒尾市工事入札参加者資格審査格付要綱第4条第2項別表第1による。）を加えた総合点数の上位から、別表1等級表に定める業者数の基準に基づき、それぞれの等級に格付するものとする。また、D等級を除く各等級については、別表2の客観点の基準を設けるものとする。なお、この客観点の基準については、格付対象業者が20業者を下回った場合には、別表2「対象業者20業者未満」の欄に定める点数に変更する。

第3 A等級については、客観点が別表2の基準を満たしても総合点数がそれぞれ上位4以内に入らない場合、又は総合点数がそれぞれ上位4位以内に入っても客観点が別表2の基準を満たしていない場合、並びに荒尾市工事入札参加者資格審査格付要綱第4条第4項の規定に該当する場合については、その等級には格付されない。

第4 B等級については、A等級に格付されたものを除いて、客観点が別表2の基準を満たしても総合点数がそれぞれ上位6以内に入らない場合、又は総合点数がそれぞれ上位6位以内に入っても客観点が別表2の基準を満たしていない場合、並びに荒尾市工事入札参加者資格審査格付要綱第4条第4項の規定に該当する場合については、その等級には格付されない。

第5 C等級については、A等級及びB等級に格付されたものを除いて、客観点が別表2の基準を満たしても総合点数がそれぞれ上位7以内に入らない場合、又は総合点数がそれぞれ上位7位以内に入っても客観点が別表2の基準を満たしていない場合、並びに荒尾市工事入札参加者資格審査格付要綱第4条第4項の規定に該当する場合については、その等級には格付されない。

第4 総合点数が同点で6位該当者が複数ある場合は客観点がより高い者を上位とし、当該客観点が同点の場合は主観点の工事成績の評点がより高い者を上位とする。

第5 業者数が10業者を下回った場合には、原則として格付を行わないものとする。

別表1 等級表

	格付業者数
--	-------

A等級	客観点が別表2のA等級の基準を満たし、かつ、総合点数が上位1位から4位までの4業者（4業者に満たない場合は、その業者数とする。）
B等級	客観点が別表2のB等級の基準を満たし、かつ、総合点数がA等級の業者を除いた上位1位から6位までの6業者（6業者に満たない場合は、その業者数とする。）
C等級	客観点が別表2のC等級の基準を満たし、かつ、A又はB等級に格付されていない上位1位から7位までの7業者（7業者に満たない場合は、その業者数とする。）
D等級	A～C等級に格付されていない業者及び新規に格付の審査を受けた業者

別表2 客観点の基準

	対象業者20業者以上	対象業者20業者未満
A等級	850点以上	800点以上
B等級	750点以上	700点以上
C等級	600点以上	600点以上

新規に格付の審査を受けた業者とは、次のとおりとする。

- ・（新規に格付の審査を受けた業者）

それぞれの業種において競争参加者資格審査を行い格付する日を基準として、前年度の競争参加者資格審査を受けていない業者及び競争参加者資格審査は受けているが格付をされていない業者で本年度に格付を受けようとしている業者

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年6月1日から施行する。